

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、
令和 7 年 7 月 に開催された協議の場の結果を以下のとおり公表します。

つくば市長 五十嵐立青

市町村名 (市町村コード)	つくば市 082201
地域名 (地域内農業集落名)	荃崎 地区 第 27 区
協議の結果 取りまとめ年月日	令和 7 年 7 月 15 日

【申出案件】

○	1	地域計画への位置付け	計	0.7445	ha
○	2	地域計画からの除外	計	0.1538	ha
	3	地域計画の位置付け内容等の変更			
	4	その他 ()			

【意見書の有無】

令和7年7月15日まで開催の協議の場において、不合意と判断する
意見書の提出等はありません。

【協議結果】

協議の場における意見等を取りまとめた結果、地域計画変更等の申し出
内容について、合意となったことから、様式5-1の一部を別添のとおりに朱書
き訂正とします。

※様式5-1の性質上、個人を特定し記載しているものではないため、個々の申し出に対
し、合意内容等の明記はございません。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

つくば市長 五十嵐立青

市町村名 (市町村コード)	つくば市 082201
地域名 (地域内農業集落名)	茎崎地区 (第27区 下岩崎 細見 小山 茎崎 上岩崎 大舟戸 駒込 泊崎)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 7月15日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

70才以上で後継者が「未定」及び「不明」となっている農業者の耕作地は、中心経営体が引き受け可能な面積中心経営体への円滑な集積・集約を進める必要がある。
各耕作地の面積が小さい。舗装されていない農道も多くあり、そのため、篠竹が繁茂し車両の通行の妨げとなっている。白鳥・カモ・キョン・アライグマ・ハクビシンなどの鳥獣被害に困っており対策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区の主要農産物は米である。農地利用については、認定農業者に加え新規就農者を育成し利用していくが、新規就農者の受け入れ農家への支援も検討する必要がある。農地の集約化や再分配により、農地の大区画化や耕作条件の改善を進めるほか、農業者の育成・確保を促進していく。そのために地域と担い手が一体となって、継続的に農地利用について意見交換を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	411.12 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	411.12 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その他耕作条件の悪い土地や担い手の見込みのない土地について、保全・管理を行う区域とするかは今後も協議していく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大および農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえて、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
関係者の合意形成を図り、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、農業協同組合、普及センター等関連機関が連携して、地域内外から多様な経営体を募集する。生産する農地の紹介や栽培技術等の支援を行い、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の収穫・出荷時の繁忙期や夏場の草刈りなど、時期的な人員を確保するため農業協同組合の関連会社へ委託することも検討をし、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①鳥獣被害防止対策は行っているものの事後対策となっているため事前の対策を検討していく必要がある。				